

基礎臨床倫理認定士更新条件

1. 年会費の完納
2. 更新手続きを申請された方
3. 認定継続申請料 10,000 円の納入（2024 年 9 月 5 日より更新料改正しました）
4. 5 年間で 15 単位以上。（詳細は下記の「更新手続き」をご参照ください）

※参加を証明する書類については今後必要となる可能性がありますので、紛失されないようご注意ください。

臨床倫理認定士（臨床倫理アドバイザー）の更新については 5 年で 15 単位が必要です（自己申告制）
単位の詳細は以下になります。参加を証明する書類については紛失されないようご注意ください。

- 日本臨床倫理学会年次大会参加：3 単位（※1）（5 年の内、必ず 1 回以上は出席すること）
- 日本臨床倫理学会学会誌掲載；15 単位（※2）
- （学会誌掲載共同執筆者：3 単位）
- 日本臨床倫理学会演題発表；8 単位（※3）
- （学会誌掲載共同演者：3 単位）
- （自己施設及び関連施設における）倫理委員会参加；2 単位（※4）
- （自己施設及び関連施設における）倫理コンサルテーション参加；2 単位（※5）
- （自己施設及び関連施設における）倫理カンファ参加；1 単位（※6）
- その他の臨床倫理に関する講演会・セミナー・研修会参加、執筆；1 単位（※7）
- 年会費を完納していること
- ※1__参加証明書（参加証でも可）のコピーをできる限り提出してください。
- ※2__筆頭著者のみ。共同著者を除く。掲載誌の表紙と該当ページのコピーを提出してください。
- ※3__筆頭演者のみ。共同演者を除く。掲載誌の表紙と抄録該当ページのコピーを提出してください
- ※4, 5, 6, 7__所属先等発行の証明書類、または開催がわかるもの（案内、議事録抜粋など）を提出してください（開催日の明記は必須。書式はありません）

※更新方法及び提出書類の詳細は更新時期になりましたら更新対象者へメールにてご案内申し上げます。
会員登録にメールアドレスが無い方、送信エラーになる場合もあり、会員マイページにてご自身でご確認をお願いいたします。

※臨床倫理認定士（臨床倫理アドバイザー）を修了されてからの 5 年間で行われたものが対象となります。

■提出書類の取り扱いについて(重要)

ご提出いただきました申請書類一式は、認定手続きおよび認定証の発送完了後、個人情報保護の観点から、事務局にて責任をもってシュレッダー処理により適切に破棄いたします。

そのため、**原本のご提出はお控えいただき、必ず写し(コピー)をご提出くださいますようお願い申し上げます。**

なお、拝受いたしました書類は、所定の手続きを経たうえで適切に処理いたしますが、**返却には応じかねますので、あらかじめご了承ください**ますようお願い申し上げます。

■更新保留申請について

（留学や休職等のやむをえない理由により、更新保留を希望される方は「更新保留申請書」を提出してください。）

- 保留期間は、**該当更新申請期間後から 1 年間**とします。
- なお、更新済み認定証の次期認定期間には変更はありません。

※認定継続申請料は更新申請をされる際にお振込みください。

更新保留申請をされる際は不要です。